◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙 権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並 びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場 合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万 を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を 超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に 3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成28年6月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

39, 251

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と 40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

345, 314

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21, 319
新潟市東区	38, 928
新潟市中央区	49, 950
新潟市江南区	19, 333
新潟市秋葉区	21,897
新潟市南区	13, 058
新潟市西区	44, 218
新潟市西蒲区	16, 939
長岡市三島郡	78, 819
上越市	55, 413
三条市	28, 493
柏崎市刈羽郡	26, 131
新発田市北蒲原郡	32, 239
小千谷市	10, 482
加茂市南蒲原郡	11,826
十日町市中魚沼郡	18, 955
見附市	11,750
村上市岩船郡	20, 128
燕市西蒲原郡	25, 408
糸魚川市	12,898
妙高市	9,694
五泉市東蒲原郡	18,678
阿賀野市	12, 548
佐渡市	16, 835
魚沼市	10,854
南魚沼市南魚沼郡	18,692
胎内市	8,692